

規約施行規則が改正されました

～施行規則改正のポイント～

平成27年10月1日付で改正規則が施行されました。
改正のポイントは以下のとおりです。

<新車・中古車>

1. 「支払総額」を表示する場合の規定を新設
2. 「競り上げ」、「入札」により販売する場合の規定を新設

<新車>

3. 「No.1」等のランキングについて、他に同条件のものがある場合（同率首位）も表示できるように規定を変更
4. 燃費の表示に関する規定を変更し、
 - ① 電気自動車についての燃費の取り扱いを明確化
 - ② ラジオ広告については、「走行条件により異なる」等の付記説明を省略できることを明確化

上記の1及び2は、マニュアル等で表示方法を例示してきたもので、新たに表示方法を定めたものではありません。

また、3及び4は、OEM車の増加や電気自動車の普及等、実態の変化を踏まえ、規定を変更したものです。



I

新車規則の改正のポイント

1. 支払総額を表示する場合の規定の新設

表示のポイント

◆販売価格の表示は、以下のいずれかを表示することとなります。

- ① 車両本体の価格及び付属品、特別仕様等の価格を加えた価格の場合はその価格（合計価格）併せて「保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用等は別途である」旨の表示
- ② 支払総額（新設）
上記①の価格（車両本体価格、合計価格）に、諸費用（保険料、税金、登録等に伴う費用等）を加えた額

◆支払総額を表示する場合、

- ① 購入の際に必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
- ② 内訳として、車体本体の価格及び付属品、特別仕様等の価格を加えた価格の場合のその価格と内容を表示すること
- ③ 支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨を明瞭に表示すること
例）支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル料金等、購入時に必要な全ての費用が含まれています
- ④ 支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を付記すること
例）支払総額は、〇年〇月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます

※ 新車施行規則第6条

表示例（付属品合計、値引き併用の場合）

コートリ 1.5X (2WD CVT)

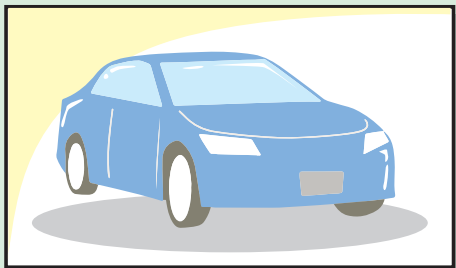


PHOTO : 1.5X (2WD CVT)

支払総額 **164万円** ※

◆ 車両本体価格	1,420,000 円
◆ 特別装備合計 (・メモリーナビ ・ドアバイザー ・フロアマット)	180,000 円
◆ 合計金額	1,600,000 円
■ フェア値引金額	▲ 100,000 円
特別価格	1,500,000 円

※ 支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル料金等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※ 支払総額は、●年●月現在、県内登録で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

2. 競り上げや入札により販売する際の表示規定の新設

表示のポイント

競り上げ（オークション）又は入札により販売を行う旨を表示する場合は、次の内容を表示して下さい。

- ① 車名及び主な仕様区分等販売する車両を特定するための内容
- ② 「競り上げ開始時の価格」または「最低入札価格」の表示
 - スタート価格（最低販売価格）等、実際にその金額で販売できる価格
- ③ 保険料、税金、登録等に伴う費用等が価格に「含まれている」・「含まれていない」の表示
- ④ 販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等
 - 販売地域等の制限がある場合、その内容
 - 実施期間、価格の決定方法、落札者決定後の契約方法等
 - 「競り上げ方式」や「入札方式」等の販売方法の説明

※新車施行規則第10条

表示例（入札方式により販売を行う場合）

1台限定

新店舗オープンフェア 店頭入札会開催!!

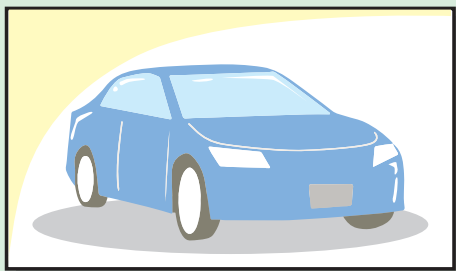


PHOTO : 1.5X (2WD CVT)

コートリ1.5X (2WD CVT)

スタート価格（車両価格）

100万円 < 諸費用別途 >

- 月▲日（土） AM10:00 入札開始（車両は店頭にてご確認ください）
- 月◆日（日） 正午締切!! PM1:00 店頭発表

- 入札単位：最低入札価格から千円単位で入札できます。
- 入札方法：店頭設置の専用入札用紙に必要事項をご記入の上、入札箱にお入れ下さい。
- 落札：最高額をつけていただいた方の落札となります。落札者には、平成27年●月◆日午後1時以降、当社スタッフから直接ご連絡を差し上げるとともに、店頭にて発表。

<入札の際のご注意>

- ※ 価格には、お客様の要望に基づくオプション代金、保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用は含まれません。
- ※ 色はお選びいただけます。（別途追加料金が必要となる場合があります。）
- ※ 入札は、年齢20歳以上、普通免許所有者で、県内在住の方に限ります。
- ※ 落札された車の登録名義人は落札者ご本人、または同居のご家族に限ります。
- ※ 落札後、正当な理由なく3日以内にご発注頂けない場合は、落札を無効とする場合があります。
- ※ その他、詳細は店頭スタッフまでお尋ね下さい。

3. No.1 等、ランキング表示を行う際の規定の変更

表示のポイント

数値や根拠など他に同条件のものが存在する場合についても、No.1 等のランキング表示ができることになりました。

他に条件を同じくするものが存在する場合に「No.1」等のランキング表示を行う際には、「同条件のものが自社又は他社に存在する」旨を明瞭に表示すること

【同条件のものが他に存在する旨の表示例（燃費 No.1 が複数存在する場合）】

1. OEM車を含む他社に存在する場合の告知方法
＜メーカー・ディーラーにおける表示例＞
 - ① 他メーカーにも同燃費値の車があります
 - ② 他社にも同燃費値の車があります
2. 兄弟車が存在する場合の告知方法
＜メーカーにおける表示例＞
 - ① ○○○（メーカー名）●●（車名）も同燃費値です
 - ② 他にも同燃費値の○○○（メーカー名）車があります
＜ディーラーにおける表示例＞
 - ① ○○○（メーカー名）●●（車名）も同燃費値です
 - ② ○○○（メーカー名）系列他社にも同燃費値の車があります
 - ③ 他にも同燃費値の○○○（メーカー名）車があります

※新車施行規則第 16 条

表示例（OEM車の広告）

軽ワゴンクラス
低燃費 No. 1 ※1
他社にも同燃費値の車があります

※1 軽ワゴン = 全高 1,550mm 以上の軽自動車。
JC08 モード走行燃費（国土交通省審査値）に基づく。
2015 年●月現在、●●●調べ。

JC08モード 燃料消費率
（国土交通省審査値）
32.6 km/L ※2

※2 燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて燃料消費率は異なります。

4. 燃料消費率に関する規定の変更及び追加

表示のポイント

- ① 電気自動車の燃料消費率（燃費）の表示する場合は、一充電走行距離及び交流電力消費率を表示すること
注）ガソリン車等と同様、表示できるのは公式テスト値（国土交通省審査値）に限ります
- ② 「ラジオ広告」で燃費を表示する場合、燃費に関する付記説明（燃費の数値は一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨）の表示は省略することができる
注）公式テスト値（JC08モード：国土交通省審査値）である旨は省略できません

※新車施行規則第 19 条

II

中古車規則の改正のポイント

1. 支払総額を表示する場合の規定の新設

表示のポイント

◆販売価格の表示は、以下のいずれかを表示することとなります。

- ① 現金価格 (従来どおり価格の名称は自由)
店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格
併せて「保険料、税金 (消費税を除く)、登録等に伴う費用等は別途である」旨の表示
- ② 支払総額 (新設)
上記①の現金価格に、諸費用 (保険料、税金、登録等に伴う費用等) を加えた額

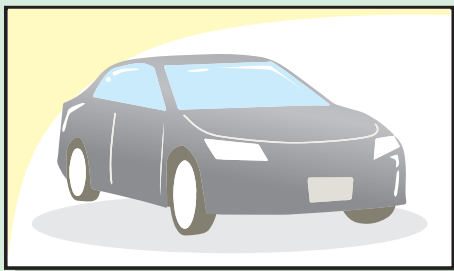
◆支払総額を表示する場合、

- ① 購入の際に必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
- ② 現金価格 (車両価格) を表示すること
- ③ 支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨を明瞭に表示すること
例) 支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています
- ④ 支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を付記すること
例) 支払総額は、○年○月現在、県内登録 (届出) で店頭納車の場合の価格です
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます

※中古車施行規則第6条

表示例 (広告)

コートリ 1.5X



支払総額 104万円 ※

(車両価格 920,000 円)

- 初度登録：H25年 ■ 検 28年12月
- カラー：シルバー ■ 走行距離：1万 Km
- 修復歴なし
- 保証付 (部分保証、1年間走行無制限)
- 整納込 ■ リ済込 ■ 車台番号：310

※ 支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※ 支払総額は、●年●月現在、県内登録で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

表示する場合の留意点

◆**支払総額 = 現金価格(※1) + 諸費用(※2)**

※1 **現金価格 = 車両と一体として販売を申し出るものを含めた価格**

⇒ 保証や整備を実施しなければ販売しない場合は、その費用は現金価格に含めて表示すること

※2 **諸費用 = 購入時に最低限必要な保険料、税金、登録等に伴う費用に限る**

⇒ 上記以外に必要な費用は、現金価格(※1)に含めて表示すること

◆**支払総額を表示する場合は、「保無別」や「整有別」の表示はできません**

⇒ 保証付や整備を実施しなければ販売しない場合は、**現金価格に保証費用、整備費用を含んで**「保証付」、「整有込」等と表示すること

(「保無」と表示した上で、「別途有償で保証を付けることができる」旨を表示することは可)

(参考) 中古車の諸費用についての考え方

1) 「諸費用」として適切であると思われるもの

【支払総額に含まれるもの】

① 保険料	自賠責保険	未経過分相当額含む
② 税金	自動車重量税	(未経過分相当額はない)
	自動車税	未経過相当額含む
	軽自動車税	(未経過分相当額はない)
	自動車取得税	
	法定費用	車庫証明、検査登録
③ 登録等に伴う費用※	リサイクル預託金相当額	(車両価格に含まない場合)
	検査・登録手続代行費用	中古車の検査・登録業務の代行
	車庫証明手続代行費用	購入者の車庫証明を取る業務

※「登録等に伴う費用」とは、購入者が行うべき手続き等を購入者の依頼を受けて販売店が代行して行うこと
によって発生する費用で、合理的に算出されたものであること(旧通産省自動車課長通達)

【支払総額に含まれないもの(購入者の要望等により異なるもの)】

- ◎「納車費用」… 購入者の指定する場所まで配送するための費用
- ◎「下取手続代行費用」… 信販会社または他の販売店の所有権留保車両を下取る際の所有権留保の解除費用

2) 「諸費用」として適切でないと思われるもの(「現金価格」(車両価格)に含まれるべき性質のもの)

- 納車前の洗車、クリーニング、ワックスがけ等、販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用(例：納車準備費用等)
- 納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換等など、納車前に最低限必要な点検・軽整備(※)の費用や、実施が販売条件である軽整備等の費用(例：納車点検費用、納車整備費用等)
※ 現状販売の場合であっても、不具合等の有無を確認するための「点検(チェック)」の実施は必須です
- その他、そもそも販売する商品(中古車)の現金価格に含まれるべき性質のもの(例：販売手数料、広告掲載料、利益等)

2. 競り上げや入札により販売を行う際の表示規定の新設

表示のポイント

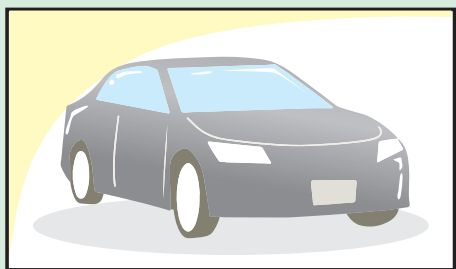
競り上げ又は入札等により販売価格を決定する方法により販売を行う旨を表示する場合は、次の内容を表示して下さい。

- ① 中古車の必要表示事項（規約に基づく必要表示事項）
- ② 「競り上げ開始時の価格」または「最低入札価格」の表示
○ スタート価格（最低販売価格）等、実際にその金額で販売できる価格
- ③ 保険料、税金、登録等に伴う費用等が価格に「含まれている」・「含まれていない」の表示
- ④ 販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等
○ 販売地域等の制限がある場合、その内容
○ 実施期間、価格の決定方法、落札者決定後の契約方法等
○ 「競り上げ方式」や「入札方式」等の販売方法の説明

※中古車施行規則第6条

表示例（入札方式により販売を行う場合）

コートリ 1.5X



最低入札（スタート）価格 **90万円** < 諸費用別途 >

- 月▲日（土）AM10:00 入札開始
- 月◆日（日）正午締切!! PM1:00 店頭発表

■走行距離：1万 km ■車検：H29年6月 ■初度登録：H26年
■カラー：シルバー ■修復歴なし ■保証付（3か月又は3,000km・部分保証） ■定期点検整備は納車時まで実施します。整備費用は価格に含まれています。 ■リサイクル料金は預託済です。販売価格に預託金相当額が含まれていないため別途必要となります。
■車台番号：144

- 入札単位：最低入札価格から千円単位で入札できます。
- 入札方法：店頭設置の専用入札用紙に必要事項をご記入の上、入札箱にお入れ下さい。
- 落札：最高額をつけていただいた方の落札となります。落札者には、平成27年●月◆日午後1時以降、当社スタッフから直接ご連絡を差し上げるとともに、店頭にて発表。

<入札の際のご注意>

- ※ 価格には、保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用が含まれません。
- ※ 入札は、年齢20歳以上、普通免許所有者で、県内在住の方に限ります。
- ※ 落札された車の登録名義人は落札者ご本人、または同居のご家族に限ります。
- ※ 落札後、正当な理由なく3日以内にご発注頂けない場合は、落札を無効とする場合があります。
- ※ 車両は店頭にてご確認ください。その他、詳細は店頭スタッフまでお尋ね下さい。

留意点

- ◆ 店頭において、競り売り（競り上げ方法により、一定時間内に最高値を掲示した者を落札者とする取引形態）を行う場合は、競り売りを行う期日の3日前までに、「競り売り」を行う場所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届け出が必要です。（古物営業法第10条第1項、施行規則第8条）
- ◆ 営業所以外の場所で「競り売り」を行う場合は、許可証の記載が「行商する」となっていることが必要です
- ◆ 入札方式は、競り売りにはあたりません

平成28年4月1日より修復歴の定義（骨格部位）が変更となります

一般財団法人日本自動車査定協会の修復歴判断基準の変更に伴い、平成28年4月1日より修復歴の定義（骨格部位）が変更となります。

【変更内容】

車体構造の変化に伴い、事実上、車体の骨格として扱われていない「ラジエータコアサポート」を修復歴の定義（骨格部位）から削除

【参考】自動車公正競争規約及び同施行規則（抜粋） ※平成28年4月1日以降

- 規約第11条第1項第10号（必要な表示事項）
修復歴（車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴）の有無
- 規則第14条
規約第11条及び第12条に規定する「修復歴（車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴）」とは、販売する中古自動車について、次に掲げる車体の骨格に当たる部位を修正及び交換することにより復元されたものをいう。
 - ① フレーム（サイドメンバー）
 - ② クロスメンバー
 - ③ フロントインサイドパネル
 - ④ ピラー（フロント、センター及びリア）
 - ⑤ ダッシュパネル
 - ⑥ ルーフパネル
 - ⑦ フロアパネル
 - ⑧ トランクフロアパネル



〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
URL <http://www.aftc.or.jp>

●表示に関するお問い合わせは
TEL.03-5511-2111 FAX.03-5511-2112

●お客様とのトラブルに関するお問い合わせは
相談専用ダイヤル 03-5511-2115
受付時間：月～金（祭日を除く）
午前 10:00～12:00 / 午後 1:00～5:00